

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

人事院において、国家公務員に係る給与の改定についての勧告が出され、一般職の国家公務員に対して支給する期末・勤勉手当の支給割合を引き上げる措置が講じられることに伴い、国家公務員の給与の改定に準じて定めている地方公務員の期末・勤勉手当についても同様の措置を講ずることとした。

議会議員等の期末手当の支給割合についても同様の措置を講ずるため、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第1条関係（議会議員）

令和5年12月期の期末手当の支給割合の改定

「100分の220」→「100分の230」（+0.10月）

(2) 第2条関係（議会議員） *令和6年4月1日以降

期末手当の支給割合の改定

「100分の230」→「100分の225」

(3) 第3条関係（市長・副市長）

令和5年12月期の期末手当の支給割合の改定

「100分の220」→「100分の230」（+0.10月）

(4) 第4条関係（市長・副市長） *令和6年4月1日以降

期末手当の支給割合の改定

「100分の230」→「100分の225」

(5) 第5条関係（教育長）

令和5年12月期の期末手当の支給割合の改定

「100分の220」→「100分の230」（+0.10月）

(6) 第6条関係（教育長） *令和6年4月1日以降

期末手当の支給割合の改定

「100分の230」→「100分の225」

3 施行期日

第1条、第3条及び第5条 令和6年1月1日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

第2条、第4条及び第6条 令和6年4月1日から施行する。

《参考》

期末手当の支給割合の改定

	6月期	12月期	合計
令和5年度 (改正前)	2.20	2.20	4.40
令和5年度 (改正後)	2.20	2.30	4.50
令和6年度 以降	2.25	2.25	4.50

※支給割合の表記について、条例では分数であるが、上記の表では小数としている。